

貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い

貸借取引において貸株等超過となった銘柄に対する取扱いは、つぎのとおりとする。

(7.5.29 新設 13.3.26 14.5.27 19.4.2 改正)

1. 当社は、貸借申込みにより貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄（株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数および融資残高株数をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄）については、申込日の翌日の取引所における午前立会開始時までには、その超過株数（株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数および融資残高株数をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数が融資残高株数を超過する株数とする。）を発表する。

(16.4.19 16.12.13 19.4.2 2019.7.16 改正)

2. 当社は、前項の銘柄につき、申込日の翌日午前8時30分から10時まで借株返済の追加申込み（借株申込みの取消しを含む。以下同じ。）、融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。以下同じ。）および品貸し申込みの受付けを行う。この場合において、株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおける品貸し申込みの受付けについては、合わせて行うものとする。ただし、貸借取引の円滑な運営のため当社が不適当と認める品貸し申込みについては、これに応じないことができる（第8項による品貸し申込みについても同様とする。）。)

(8.1.4 20.4.18 2019.7.16 改正)

3. 前項の追加申込みおよび品貸し申込みは所定の書面によることとし、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算により当該申込みに基づく取引を行おうとする場合は、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して行うものとする。

(62.5.1 8.1.4 13.10.1 14.2.18 15.1.14 改正)

4. 品貸し申込みについては、別表に定める最高料率以下の品貸料（1株に対するものとする。以下、別表の「投資単位に対する品貸料」を除き同じ。）により受付けるものとする。ただし、貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄または貸借取引の申込制限措置もしくは申込停止措置を実施している銘柄の品貸し申込みおよび午前9時30分後に受付けを行う品貸し申込みについては、1株5円以上（売買単位（取引所が定める売買単位をいう。以下同じ。）が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が5銭を下回る場合は5銭とする。）の品貸料により受付けるものとする。

(15.1.14 新設 16.4.19 16.5.6 16.12.13 19.12.10 20.4.18 改正)

5. 品貸料の単位は5円（売買単位が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が5銭を下回る場合は5銭とする。）とする。

(8.1.4 15.1.14 19.12.10 20.4.18 改正)

6. 追加申込みおよび品貸し申込みの貸株超過株数への充当順序は、つぎのとおりとする。
 - (1) 借株返済および融資の追加申込み。ただし、申込み時間の早いものから充当する。
 - (2) 品貸しの申込み。ただし、品貸料の低率のものから充当し、同率のものについては、申込み時間の早いものから充当し、同時間のものについては、抽選により充当順序を決定する。この場合において、午前9時30分までに受付けた品貸し申込みについては、すべて午前9時30分にその申込みを受付けたものとみなす。

(16.5.6 改正)

7. 前項までにおいて、1株50円（売買単位が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が50銭を下回る場合は50銭とする。以下同じ。）以下の品貸料での品貸し申込

みにより必要株数が調達できた場合は、その申込みに付せられた品貸料のうち最も高い料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。

(20. 4. 18 改正)

8. 前項によっても必要株数が調達できない場合は、品貸し申込みの受付時限を午前 10 時 30 分まで延長し、1 株 50 円超の品貸料により受け付けるものとする。本項までの品貸し申込みにより必要株数が調達できた場合は、その申込みに付せられた品貸料のうち最も高い料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。

(20. 4. 18 改正)

9. 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合および前各項の方法によらないで必要株数の一部または全部を調達することが適当と認める場合には、別表の最高料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。この場合、当社は、必要株数に不足する株数について、取引所等と緊密な連携を保ち、任意の取引先との個別交渉など他の方法によって株券を調達する。

(16. 4. 19 16. 12. 13 20. 4. 18 2019. 7. 16 改正)

10. 以上の措置によってもなお株券が調達できない場合は、当社は、借株申込みおよび融資の返済申込みをそれぞれ延期させることができる。

11. 前各項により決定した品貸料をもって、当該銘柄にかかる貸借取引貸出規程第 23 条に規定する品貸料とする。ただし、前 2 項による場合は、取引所等と協議のうえ、別に品貸料を決定することができる。

(16. 4. 19 16. 12. 13 20. 4. 18 2019. 7. 16 改正)

12. 貸株等超過銘柄が株券以外の有価証券である場合については、前各項の規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。

(7. 5. 29 新設 13. 3. 26 13. 7. 1 13. 10. 1 14. 5. 27 15. 1. 14 19. 4. 2 改正)

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 26 年 7 月 22 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。

(別 表)

投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超	
投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額	
<p>1. つぎに掲げる有価証券は、上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が1円以下の場合は1円とし、1円を超える場合は10銭の整数倍に切り上げる。</p> <p>(1) 株券 (2) 優先出資証券 (3) 受益証券または投資証券のうち、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「不動産投資信託証券」という。） (4) 受益証券または投資証券のうち、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「内国インフラファンド」という。） (5) 外国株券 (6) 外国投資信託受益証券または外国投資証券のうち、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「外国インフラファンド」という。） (7) 外国投資証券のうち、特定の国または地域の証券に対する投資として運用することを目的とするもの（以下「カントリーファンド」という。） (8) 預託証券 (9) 受益証券発行信託の受益証券のうち、受託有価証券が外国株券または外国インフラファンドであるもの</p> <p style="text-align: center;">(62. 5. 1 13. 7. 1 13. 10. 1 14. 3. 4 16. 4. 19 16. 12. 13 19. 4. 2 19. 12. 10 20. 4. 18 21. 11. 16 26. 7. 22 28. 6. 1 改正)</p>			
投資単位	1万円以下	1万円超5万円以下	5万円超
投資単位に対する品貸料の上限	60円	60円に投資単位1万円から計算して1万円以下を増すごとに10円を加算した額	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額
<p>2. つぎに掲げる有価証券は、上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの最高料率とし、最高料率が60銭以下の場合は60銭とし、60銭を超える場合は10銭の整数倍に切り上げる。</p> <p>(1) 受益証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。） (2) 投資証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。） (3) 外国投資信託受益証券（外国インフラファンドを除く。） (4) 外国投資証券（外国インフラファンドおよびカントリーファンドを除く。） (5) 受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券または外国インフラファンドであるものを除く。） (6) 外国受益証券発行信託の受益証券</p> <p style="text-align: right;">(26. 7. 22 新設 28. 6. 1 改正)</p>			

3. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる最高料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する場合は、(1)または(2)の該当する料率の2倍とする。
- (1) 取引所において配当落もしくは権利落とする日が定められた銘柄または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄（以下、本号において配当落もしくは権利落とする日または総株主通知にかかる株主を確定するための日の前営業日を「期日」という。）
- ① 期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分
上記1. および上記2. により定まる最高料率（以下「上記1. および2. の最高料率」という。）の2倍
- ② 期日の前営業日の貸借申込み分
上記1. および2. の最高料率の4倍
- (2) 機構が外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において取り扱う外国株券または預託証券について、機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知が行われる銘柄（上記(1)に該当する銘柄を除く。）（以下、本号において外国株券等実質株主を確定するための日（株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために機構が指定する日を含む。）の前営業日を「期日」という。）
- ① 期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分
上記1. および2. の最高料率の2倍
- ② 期日の前営業日の貸借申込み分
上記1. および2. の最高料率の4倍
- (3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分
上記1. および2. の最高料率の2倍
- (4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分
上記1. および2. の最高料率の2倍
(8. 1. 4 新設 10. 12. 1 14. 3. 4 14. 6. 17 16. 4. 19 16. 12. 13
19. 12. 10 21. 1. 5 21. 11. 16 26. 7. 22 2019. 7. 16 改正)
4. 貸付株券の調達が困難となり受渡決済に支障が生じるおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記1. および2. の最高料率を10倍とすることができる。
(26. 7. 22 新設)
5. 株式市況の激変または急激な株券の不足状態の発生等により、異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記1. および2. の最高料率を4倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記1. および2. の最高料率を10倍とする。
(8. 1. 4 14. 3. 4 21. 11. 16 26. 7. 22 改正)